

# 子ども医療費助成制度の ご案内

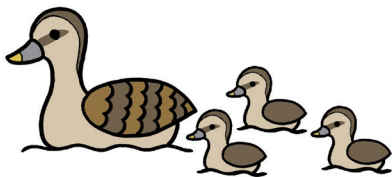


千葉市  
CHIBA CITY



## 目次

子ども医療費助成制度とは	3
助成の対象	4
受給券の申請方法	5
受給券の使い方	6
こんなときはお届けください	7
受給券の有効期間	7
受給券の更新	8
受給券を返していただくとき	9
学校等でのけがなどについて	9
償還払いの申請方法	10
子ども医療費助成制度 Q&A	11
申請先・お問い合わせ先	16





## 子ども医療費助成制度とは

お子さんが医療機関等に通院又は入院した場合や、院外処方せんにより保険薬局で薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額の全部又は一部を助成する制度です。

くわしくは、次のページをご覧ください。

### 子ども・子育ては、社会全体で支えています。

この「子ども医療費助成制度」は、すべての市民の皆様にご負担いただいている税金により支えられています。

#### 【子ども医療費助成制度(令和2年実績)】

(受給者一人当たり)

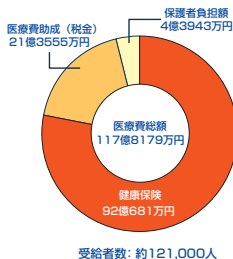
医療費 9万7千円

#### 【内訳】

健康保険 7万6千円

医療費助成 1万7千円

保護者負担額 4千円





## 助成の対象

助成対象	0歳～小学校3年生	小学校4年生～中学校3年生
助成区分	通院・入院・調剤	
保護者負担額	通院1回につき300円 入院1日につき300円 調剤1回につき300円 (院外処方のみ)	通院1回につき500円 入院1日につき300円 調剤1回につき500円 (院外処方のみ)
	市民税所得割が課税されていない方は無料	

※保険調剤(院内処方)と入院時食事療養費の標準負担額については、保護者負担額のお支払いはありません。

※健康保険が適用されないものは助成対象外です。

### 対象とならない主なもの

- 初診時特定療養費
- 健康診査
- 診断書などの文書料
- 薬剤容器代
- 入院時の差額ベッド代
- 予防接種

### ジェネリック医薬品をご利用ください！

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に製造される有効成分の同じ安価な医薬品です。ジェネリック医薬品をご利用いただくことで、医療費全体が抑制され、医療費助成制度の存続にも繋がります。ジェネリック医薬品への変更を希望される場合は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

新薬 先発医薬品	子ども医療費助成負担分(税金)	公的医療保険負担分
ジェネリック医薬品		



## 受給券の申請方法

### 申請窓口

- お住まいの区の保健福祉センターこども家庭課  
(16ページ参照)  
※郵送の申請も可能です。
- 各区市民総合窓口課、各市民センター(出生・転入手続き時)

### 申請に必要な書類

#### ①子ども医療費助成受給券交付申請書

- ※基準日に、保護者(生計中心者)が千葉市に住み登録があり、かつ市の市民税額・所得税額等の調査に同意している方は個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。(申請に必要な書類③・④も不要です)

出生や転入の手続きの際に、各区役所市民総合窓口課や各市民センターの窓口でお渡ししています。

- 千葉市ホームページでも入手できます。

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/download.html>

#### ②お子さんの健康保険証の写し

#### ③保護者(生計中心者)の個人番号確認書類(11ページ参照)

#### ④保護者(生計中心者)の本人確認書類(11ページ参照)

- ※子ども医療費助成受給券交付申請書の「同意書」欄の内容に同意しない(署名しない)場合は、上記①・②に加え、次の書類が必要になります。
- ・保護者(生計中心者)の市町村民税課税証明書等  
(市町村民税額・所得金額・控除額・扶養親族等の数の記載があるもの)

### 注：「基準日」とは…

- ・1月から7月までの申請の場合 ⇒ 申請の前年の1月1日
- ・8月から12月までの申請の場合 ⇒ 申請する年の1月1日

※6月、7月に8月1日以降有効の受給券を申請する場合は、申請する年の1月1日が基準日です。



## 受給券の使い方

### 千葉県内の医療機関、保険薬局

健康保険証といっしょに、受給券を提示してください。  
保護者負担額(4ページ参照)以外のお支払いはありません。

以下の場合には医療機関等の窓口で自己負担額(※)をお支払いいただくことになります。このような場合は、後日償還払い(10ページ参照)の申請をしてください。

- 千葉県外の医療機関等にかかる場合
- 受給券を忘れて窓口で提示できない場合

※小学校就学前児2割、小学校1年生以上3割

※ひとり親家庭等医療費助成受給券をお持ちの場合はそちらをご利用ください。同月内に同一医療機関で異なる制度の受給券を使うことはできません。





## こんなときはお届けください

次の場合は、助成を受けられなくなったり、助成金額が変更になる場合がありますので、すみやかにお住まいの区のこども家庭課へ届出をしてください。

- 市民税所得割が非課税になった場合
- 市民税所得割が課税されるようになった場合
- お子さんや保護者の住所、氏名が変わった場合
- 加入している健康保険が変わった場合
- 受給券を紛失又は破損した場合



## 受給券の有効期間

- 小学校3年生・中学校3年生

3年生が修了する年の3月31日まで

- それ以外の方

7月31日まで

※小学校3年生については、次年度4月1日から有効の新しい受給券を3月末までに自動的に送付いたします。



## 受給券の更新

受給券は原則として有効期間ごとに自動更新し、郵送しますので、改めて申請する必要はありません。

ただし、次の場合は申請が必要となります。

- 受給券交付申請の際に市町村民税額・所得金額等の調査に同意していない方
- 更新する年の1月1日時点で保護者が単身赴任等で海外に居住している方

※過去に同意をしている場合でも、転出等により、再度申請が必要な場合があります。

※更新申請が必要な方には、有効期間満了前にご案内いたします。万一、受給券が届かない場合には、お住まいの区のこども家庭課へご連絡ください。





## 受給券を返していただくとき

次の理由などで資格がなくなったときは、お住まいの区のこども家庭課に受給券をお返してください。

- 千葉市外に転出したとき
- 生活保護を受けるようになったとき



## 学校等でのけがなどについて

学校管理下（幼稚園、保育所（園）等を含む）での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は、子ども医療費助成の対象となりません。

医療機関では、受給券を使わず、医療費の自己負担額（小学校就学前児は2割、小学校1年生以上は3割）をお支払いください。

災害共済給付については、学校等にご相談ください。

※災害共済給付の対象にならなかった場合は、償還払い（10ページ参照）の申請をしてください。



## 償還払いの申請方法について

受給券を忘れた場合など、医療機関等の窓口で助成が受けられなかった方は、お住まいの区の子ども家庭課へ償還払いの申請をしてください。

一旦支払った医療費の自己負担分(保護者負担額を除く。)が助成されます。

### 申請に必要なもの

#### ○子ども医療費助成金交付申請書

※お住まいの区の子ども家庭課窓口又は、千葉市ホームページから入手できます。

(<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/download.html>)

#### ○受給券

#### ○お子さんの健康保険証

#### ○領収書の原本

※お子さんの氏名、受診年月日、保険点数がわかるもの。

※健康保険の使える接骨院等の場合は、保険医療機関と同等の領収書(保険対象となる、医療費及びその一部負担金等の内容のわかる領収書)が必要になります。

#### ○助成金の振込先となる保護者名義の口座がわかるもの

#### ◎その他

※高額療養費に該当する場合は、支給決定通知書や限度額適用認定証などが必要になる場合があります。

(詳しくは、申請前にお住まいの区の子ども家庭課にお問い合わせください)

### 【注意】

- ・診療の翌月以降に申請してください。
- ・申請できる権利は、診療月の翌月1日から起算して5年で消滅します。
- ・子ども医療費の助成を受けた金額に対しては確定申告で医療費控除を受けることができません。



## 子ども医療費助成制度 Q & A

Q

個人番号確認書類と本人確認書類とはなんですか？

A

具体的な書類として、個人番号確認書類は、個人番号カード（マイナンバーカード）、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写しのいずれかです。

本人確認書類は、顔写真付きの身分証明書（個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード等）のうち1点。または顔写真のない身分証明書（健康保険証、年金手帳等）のうち2点です。

なお、個人番号カードは1枚で個人番号確認書類と本人確認書類の両方に使えます。

Q

自己負担額が300円(又は500円)に満たない場合はどうなりますか？

A

1回の診療の自己負担額が300円(又は500円)に満たない場合は、その金額をお支払いください。



Q

国の公費負担医療制度を利用しています。

子ども医療費助成制度と両方を利用できますか？

A

小児慢性特定疾病医療支援、未熟児養育医療、療育医療、自立支援医療の給付等、国の公費負担医療制度が適用される場合は、これらの制度が優先されます。なお、これらの制度で自己負担が生じる場合は、子ども医療費助成の対象となりますので、受給券もいっしょに医療機関の窓口で提示してください。

Q

子どもが入院して医療費が高額になりそうです。

医療費は、1日につき300円で済むのですか？

A

**【社会保険や県内国民健康保険、県内国民健康保険組合に加入している方】**

1日につき300円の支払いで済みます。

**【県外国民健康保険、県外国民健康保険組合に加入している方】**  
限度額適用認定証を受給券といっしょに医療機関の窓口で提示すると1日につき300円の支払いで済みます。

※高額療養費の詳細は、加入している保険組合等にお問い合わせください。

※通院で高額の場合でも1回につき300円（又は500円）のお支払いで済みます。



## 子ども医療費助成制度 Q & A

Q

同じ日に同じ医療機関で、小児科と眼科にかかりました。保護者負担額はいくらになりますか？

A

同じ日に同じ医療機関で複数の診療科(歯科を除く。)に受診した場合は、1回の診療と見なして保護者負担額は300円(又は500円)のみとなります。ただし、同じ日でも一度帰宅し、症状が悪化して、再度受診した場合は別の診療と見なされます。

Q

保険証の手続き中で、病院で10割支払いました。今後の手続きは？

A

保険証の手続き中や保険証忘れなどの理由により、医療機関窓口で10割負担をされた方は、まず、加入されている健康保険に保険者負担分を請求してください。保険者負担分の支給後に、子ども医療費の償還払いの手続き(10ページ参照)を行ってください。



Q

県内他市から月途中で転入してきました。当日に手続きしましたが、受給券は翌月からになっていました。当月は、助成を受けられないのですか？

A

同一月に別々の市が発行した受給券を使用することはできないため、翌月1日から有効の受給券を発行しています。千葉市に転入してからの当月分は、償還払い(10ページ参照)で助成しますので申請をお願いします。なお、窓口で直接手続きをした場合、受診状況の確認により転入日から有効の受給券を発行できる場合もあります。

Q

市外に引越することになりました。  
新しいところでも受給券は使えるのですか？

A

今お使いの受給券は使えなくなります。引越し先の市町村の窓口等で子ども医療費助成制度についてお尋ねください。なお、千葉市の受給券は、お手数ですが16ページに記載の担当課にご返却ください(郵送も可)。引き続き同じ医療機関を受診される場合は、医療機関にも引越された旨、お知らせください。

※資格喪失後、受給券を使って受診した場合には、千葉市が助成した医療費を後日返還していただくこととなりますので、ご注意ください。



## コンビニ受診はやめましょう

「会社などを休まなくてすむ」「日中より空いてそう」などの理由で、自己都合により救急外来を受診する、いわゆる「コンビニ受診」により救急外来が混み合い、本来の救急医療を必要とする患者さんの診療が遅れるなど、深刻な問題となっています。

医療機関の適正な受診について、ご理解とご協力をお願いいたします。

お子さんが急病のときには…

### こども急病電話相談



今すぐ受診した方がよいのか、少し様子を見ても大丈夫なのか、看護師や小児科医が電話で病状をお聞きしながらアドバイスします。



プッシュ回線の  
固定電話や、  
携帯電話からは

# #8000

ダイヤル回線など#8000を  
ご利用できない場合は

## 043-242-9939

相談時間／毎日 **19:00～翌6:00**

**緊急・重症の場合は迷わず「119」へ**



## 申請先・お問い合わせ先

お住まいの区の子ども家庭課へ

中央保健福祉センター  
こども家庭課

〒260-8511  
中央区中央4-5-1  
TEL 043(221)2149

花見川保健福祉センター  
こども家庭課

〒262-8510  
花見川区瑞穂1-1  
TEL 043(275)6421

稲毛保健福祉センター  
こども家庭課

〒263-8550  
稲毛区穴川4-12-4  
TEL 043(284)6137

若葉保健福祉センター  
こども家庭課

〒264-8550  
若葉区貝塚2-19-1  
TEL 043(233)8150

緑保健福祉センター  
こども家庭課

〒266-8550  
緑区鎌取町226-1  
TEL 043(292)8137

美浜保健福祉センター  
こども家庭課

〒261-8581  
美浜区真砂5-15-2  
TEL 043(270)3150

〈発行〉令和4年1月

子ども未来局子ども未来部子ども企画課 TEL 043(245)5178